

2 漁港を使用するときの基本事項

許可を受け、漁港を使用できる船舶、できない船舶

○使用できる船舶

漁船以外の、許可対象となる船舶は次のとおりです。

(船舶検査証書及び船舶検査済票の交付を受けている船舶が対象です。)

- ・ モーターボート
- ・ 機関付ヨット
- ・ 遊漁船
- ・ 観光船
- ・ 動力付きゴムボート (使用できる漁港は限られます。P17～P18を参照してください)
- ・ 工事用作業船 などです。

○使用できない船舶

以下の船舶等は、他の船舶から見え難く危険であるため、原則として使用できません。

- ・ 水上オートバイ
- ・ 手こぎボート
- ・ 無動力ゴムボート
- ・ カヌー
- ・ シーカヤック
- ・ 長さ3メートル未満のエンジン出力が1.5キロワット未満の小型船舶

使用できる漁港と施設

○使用できる漁港

P17～P18の漁港一覧をご覧ください。

なお、港灣・フィッシャリーナ・民間マリーナ等の申請は受け付けておりません。

○使用できる施設

- ・ 漁港により、使用できる施設(船揚場、岸壁、防波堤、船舶保管施設用地等)が違います。
- ・ 使用できる施設は、北海道漁港管理条例により「指定施設」と「指示施設」に区分されています(指定施設等の詳細はP10をご覧ください)。
- ・ 「指定施設」・「指示施設」とも申請手続きは同じです。

○駐車場

漁港により、駐車場確保が必要な場合があります。使用しようとする漁港が所在する市町村に問い合わせてください。

申請先

- ・ プレジャーボート等の使用許可は、漁港が所在する市町村が行っています。
- ・ 申請先は、P11～P14をご覧ください。

使用できる期間

- ・ 使用できる期間は「指定施設」・「指示施設」とも最長1年間です。
- ・ 「指定施設」は年度をまたいで使用することができ、「指示施設」は年度内(4月～翌3月)のみとなります。
- ・ 使用料上、短期間使用と長期間使用に区分しています。